

## IX. 海上・航空共用化についての留意事項等

### IX. 海上・航空共用化についての留意事項等（1）

※主な対象：海上（保税蔵置場・通関業者）の利用者様

第6次NACCSでは、「海上システムで航空貨物を取扱う機能を廃止し、海上貨物は海上システムで、航空貨物は航空システムで処理することを原則とする」こととしています。第6次NACCSにおいて引続き航空貨物を取扱う場合には、利用契約のシステム区分を「海上」から「共用」に変更するなどの対応が必要となります。

システム区分を変更する場合は、海上の業務と航空の業務が大きく異なりますので、事前に航空業務に慣れていただくため、本総合運転試験での参加をお願い致します。第6次NACCSへのスムーズな移行のため、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。なお、詳細につきましては、専用ページをご覧ください。

<http://www.naccscenter.com/dai6ji/kaikuiindex.html>

また、以下、これまでの説明会やお電話等で多く寄せられたご質問と海上・航空共用化の移行期等における留意事項等を一覧にまとめましたのでご参考にしてください。

#### 1. これまでの説明会やお電話等で多く寄せられたご質問

ご質問	回答
<b>Q1</b> 海上・航空共用化の手続きは、誰が行う必要がありますか？	海上システムをご利用のお客様で、現在、航空貨物の業務処理を行っている場合、また、今後、航空貨物の取り扱いを予定されている場合には、「海上・航空共用化の手続き」が必要となります。  保税蔵置場及び通関業者の方々にご対応を進めていただく必要があります。加えて、税関官署においても航空システム対応が進められているところです。  (注) 管轄税関官署が航空システム対象官署となっていること (又はシステム対応予定)を確認してから手続きを進めてください。  財務省関税局・税関では、平成29年4月1日(土)より、原則として全ての税関官署に海上・航空双方のシステムを導入することとしています。

## IX. 海上・航空共用化についての留意事項等（2）

ご質問	回答
<p><b>Q 2</b> 海上・航空共用化の手続きを行うと、回線料金は変わりますか？</p>	<p>基本的には回線料金に変更は生じません。 インタラクティブ処理方式等の一般NACCSについて、回線の保守時間帯を現状どおり「平日09：00～18：00」でご利用いただく場合は、回線料金に変更は生じません。 また、netNACCSのご利用であれば、回線料金が発生していないため、料金に変更は生じません。</p>
<p><b>Q 3</b> 海上・航空共用化を行うと、これまでの業務処理は変わりますか？</p>	<p>例えば、これまで海上システムで「輸入申告（IDA/IDC）」業務に先行して、「システム外搬入確認（BIB）」業務を行っていた場合、これに替えて、航空システムで「輸入確認登録（BIN）」業務を実施していただくことになります。 また、海上システムと航空システムとは、業務フローやNACCSパッケージソフトの入力画面・入力項目が大きく異なります。さらに、保税蔵置場の管理統計資料に航空システム分が加わる等の変更があります。</p> <p>（参考）NACCS掲示板の第6次NACCS情報「NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて」専用ページに海上・航空共用化に関する仕様変更対象業務の一覧や海上システムと航空システムのパッケージソフト入力画面の相違点等の情報を掲載しています。</p> <p>「NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて」専用ページ URL：<a href="http://www.naccscenter.com/dai6ji/kaikuindex.html">http://www.naccscenter.com/dai6ji/kaikuindex.html</a></p>
<p><b>Q 4</b> 海上・航空共用化の手続きは、いつまでに行えば良いですか？</p>	<p>本年7月から実施予定の総合運転試験前までには、海上・航空共用化の対応を終えていただく必要があります。 回線の変更を伴う場合には、そのための準備期間も要しますので、ご案内するスケジュールに沿ってご対応を進めていただくようお願いいたします。 総合運転試験フェーズIから参加する場合には、平成29年5月17日までに現行NACCSで先行対応する契約（変更）手続きを行ってください。（開始日：平成29年6月1日まで）</p> <p>（参考）NACCS掲示板の第6次NACCS情報「NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて」専用ページにNACCSのご利用に関するスケジュール表を掲載しています。</p> <p>「NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて」専用ページ URL：<a href="http://www.naccscenter.com/dai6ji/kaikuindex.html">http://www.naccscenter.com/dai6ji/kaikuindex.html</a></p>

## IX. 海上・航空共用化についての留意事項等（4）

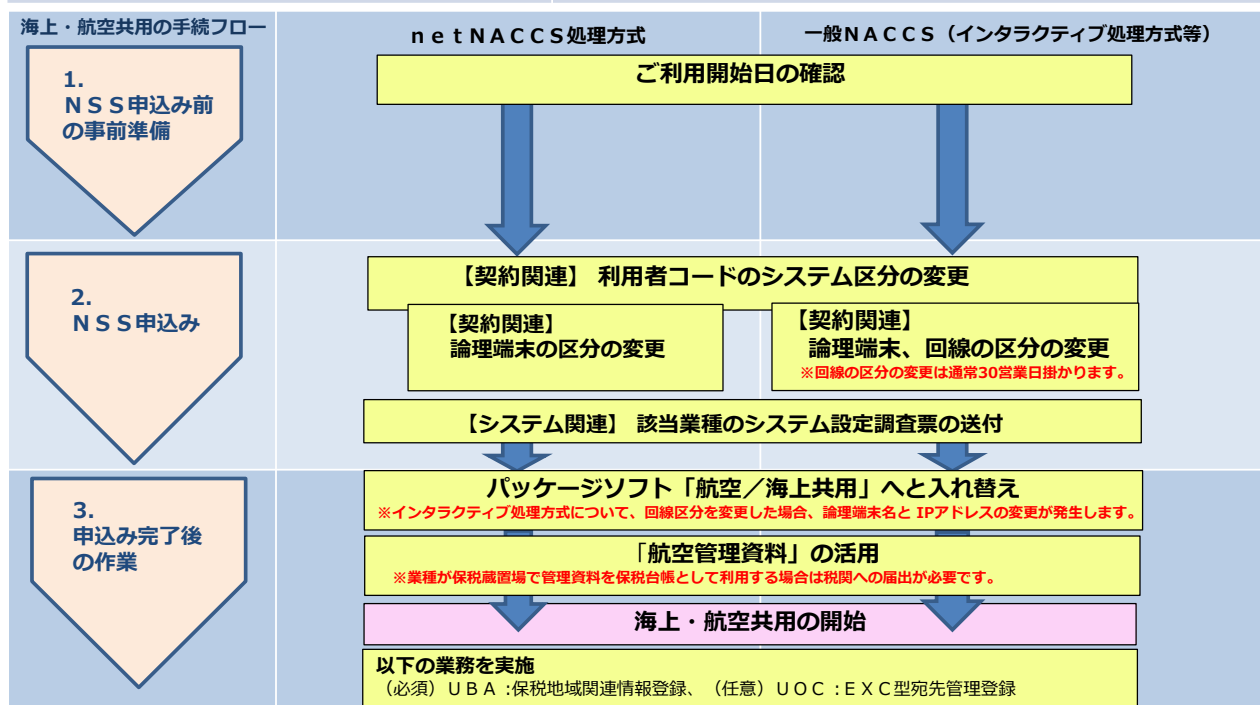
ご質問	回答
<p><b>Q 5</b> 通関業者、保税蔵置場が海上・航空共用化の手続きを行うにあたり、税関への事前相談や申込み手続きのタイミング等留意する点はありますか？</p>	<p>海上システムへ参加している保税蔵置場が航空システム対応としてNACCSに参加するためには、税関側でシステムの設定を要する場合がありますので、海上・航空共用への変更手続きを行う前に、必ず、税関へご相談ください。 具体的な取扱いは管轄税関の保税部門にご確認ください。</p> <p>保税蔵置場が海上・航空共用化の対応を行わなければ、後続する航空貨物の航空システム処理は実施出来ません。</p> <p>ただし、保税蔵置場が共用化の対応をして貨物の搬入を航空システムで実施しても、通関業者も共用化の手続きを終えていなければ航空貨物のシステム処理が実施出来ません。 以上のことから、利用者全員に参加いただく総合運転試験フェーズIに間に合うよう、5月17日までに契約変更手続等を実施（6月1日利用開始）して、海上・航空共用化の対応を進めていただく必要があります。通関業のご利用者様におかれては、できるだけ早期に共用化の手続きを行っていただくよう、お願いいたします。 皆様のご理解とご協力を何卒よろしくお願いいたします。</p>
<p><b>Q 6</b> 海上・航空共用化の契約変更手続等は、どのように行うのですか？</p>	<p>手続きは三つの段階に分かれます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ご希望の利用開始日のご確認</li> <li>② NS（NACCSサポートシステム）による利用者コードのシステム区分の変更等の申込み及びシステム設定調査票の提出</li> <li>③ パッケージソフトの入れ替え、保税地域関連情報登録（UBA）等</li> </ol> <p>なお、netNACCS処理方式とインタラクティブ処理方式等の一般NACCSでは変更手続きが異なりますので、お客様のご利用状況で必要となる手続きをご確認していただくようお願いいたします。</p> <p>（参考）NACCS掲示板の第6次NACCS情報「NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて」専用ページにnetNACCSとインタラクティブ処理方式に分けた「海上・航空共用化」のNS申込手続きガイドを掲載しています。</p> <p>「NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて」専用ページ URL：<a href="http://www.naccscenter.com/dai6ji/kaikuindex.html">http://www.naccscenter.com/dai6ji/kaikuindex.html</a></p>

## IX. 海上・航空共用化についての留意事項等（5）

ご質問	回答
<b>Q7</b> パッケージソフトの入替の際に留意する点はありますか？	「海上」のパッケージソフトを利用しているのであればアンインストールして頂き、改めて「海上航空共用」のパッケージソフトをインストールして頂く必要があります。 NACC S 掲示板の第6次NACC S情報「NACC Sの海上・航空共用化推進の取組みについて」専用ページに海上・航空共用化に伴うパッケージソフトの入替え手順を掲載しておりますので、詳細は、こちらをご覧ください。  「NACC Sの海上・航空共用化推進の取組みについて」専用ページ URL： <a href="http://www.naccscenter.com/dai6ji/kaikuuindex.html">http://www.naccscenter.com/dai6ji/kaikuuindex.html</a>
<b>Q8</b> 海上・航空共用化推進の手続きに関する問合せは、どこに行えば良いですか？	本件に係るご質問等は、お手数ですが以下の連絡先までお願いいたします。また、ご質問をお問合せフォームにおいても受け付けています。メールによるお問合せをご利用いただきますと、電話口でお待ちいただくことなくお仕事のご都合に合わせてお問合せいただけますので是非「問合せフォーム」を利用したメールによるお問合せをご利用ください。  ◆ 問合せフォーム： <a href="http://www.naccscenter.com/inquiry/form10/42/">http://www.naccscenter.com/inquiry/form10/42/</a>  ◆ ソリューション事業推進部 対応時間：月曜日～金曜日 09:00～18:00（祝日を除く。） <b>お客様サポート課</b> TEL：044-520-6280 <b>東海事務所</b> TEL：052-654-6511 <b>関西事務所</b> TEL：06-6446-3812 <b>九州事務所</b> TEL：092-441-7825

## IX. 海上・航空共用化についての留意事項等（6）

ご質問	回答
<b>Q9</b> 海上・航空共用化の契約変更手続等は、どのように行なうのですか？ （参考）海上・航空共用への変更手続フロー	以下のフローをご参照ください。

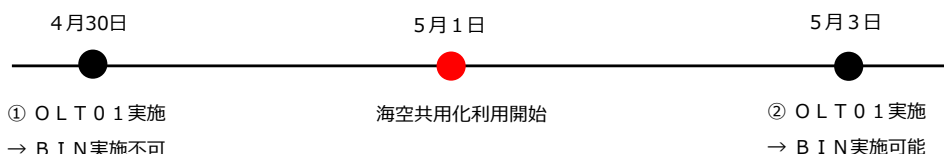


## IX. 海上・航空共用化についての留意事項等（7）

### 2. 貨物情報や申告情報についての留意事項について

区分	項目	留意事項	対応
輸入	空港から海港蔵置場向けに航空システムで「保税運送申告（一般）（OLT01）」業務を行った場合の対応について	<b>事例</b> 5月1日利用開始で保税蔵置場が共用化（航空システム対応）とした場合、以下のケースでの海港蔵置場における後続業務はどのようになるのか？ ① 4月30日に空港からOLT01業務で保税運送申告した場合 ② 5月3日に空港からOLT01業務で保税運送申告した場合	① 運送先蔵置場での「搬入確認登録（システム対象内保税運送）（BIN/BIN01）」業務は実施不可。4月30日発送の場合は従来どおり海上システムの「システム外搬入確認（輸入貨物）（BIB）」業務で搬入し、税関にご相談の上、到着確認を実施いただくこととなります。 ② 運送先蔵置場でのBIN実施可能です。

<例. 5月1日 海空共用化を開始した場合>



#### ※ ポイント

輸入に関しては「保税運送申告（一般）（OLT01）」業務を行った保税運送申告時にシステム側で航空システム参加の蔵置場として認識されているかチェックしており、当該チェックにより蔵置場が貨物を搬入する際の処理が決まります。

## IX. 海上・航空共用化についての留意事項等（8）

区分	項目	留意事項	対応
輸入	空港から海上蔵置場向けに航空システムで「保税運送申告（一般）（OLT01）」業務を行った場合における貨物情報と申告業務について	以下のケースにおいて、貨物情報と後続の輸入申告業務は以下の事例についてどのようになるのか？ <b>事例1</b> 9月1日に海上蔵置場が海空共用化（航空システム対応）を開始した場合（10月8日に第6次NACCSが稼働） ① 8月30日に海上蔵置場に海上システムで貨物を搬入（「システム外搬入確認（輸入貨物）（BIB）」業務を実施）、9月20日に航空システム対応で輸入申告（IDA/IDC）を行う場合。 ② 9月20日に海上蔵置場に航空システム対応で貨物を搬入（「搬入確認登録（システム対象内保税運送）（BIN/BIN01）」業務を実施）、10月10日に航空システム対応で「輸入申告（IDA/IDC）」業務を行う場合。 ③ 9月20日に海上蔵置場に航空システム対応で貨物を搬入し、同日に航空システム対応でIDAを行い、10月10日にIDCを行う場合。 <b>事例2</b> 海上蔵置場が共用化を行わずに更改を迎えた場合。 9月20日に海上蔵置場に海上システムで貨物を搬入（「システム外搬入確認（輸入貨物）（BIB）」業務を実施）、10月10日に海上システムでIDA/IDCを行う場合。 <b>事例3</b> 海上蔵置場がシステム導入を行わずに（NACCS不参加）更改を迎えた場合。 9月20日に海港蔵置場に貨物を搬入し、10月10日に輸入申告を行う場合。	<b>事例1</b> ① BIBで搬入した場合、更改前は海上システムでIDA/IDCを実施してください（航空システムではIDA/IDC実施不可）。 ② 10月8日にデータ移行されるので、航空システムでIDA/IDC実施可能です。 ③ ②と同じです。 <b>事例2</b> 10月8日以降に海上システムでのIDAで航空貨物の旨の登録は出来ませんので、申告はマニュアルで行い、貨物情報は税関にて削除（マニュアル輸入許可）していただく必要があります。但し、移行時の対応で10月7日までにIDAがされた申告情報だけは更改後海上システムでIDCが可能です（10月7日以降、IDA情報が変更された場合もIDC可能。）。 <b>事例3</b> 現行では、通関業者が入力SCRで貨物情報を作成しIDA/IDCを実施しているが、搬入、輸入申告とも全てマニュアルでの対応となります。

<例. 9月1日 海空共用化を開始した場合>

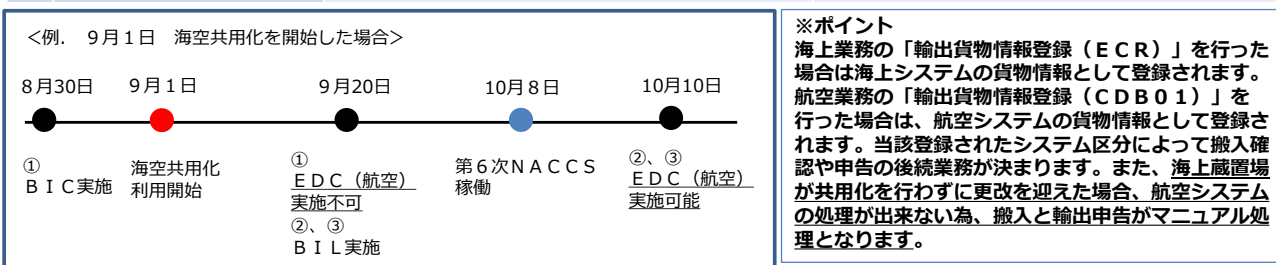


#### ※ ポイント

輸入に関しては「保税運送申告（一般）（OLT01）」業務を行った保税運送申告時にシステム側で航空システム参加の蔵置場として認識されているかチェックしており、当該チェックにより蔵置場が貨物を搬入する際の処理が決まります。また、海上蔵置場が共用化を行わずに更改を迎えた場合とシステム導入を行わずに（NACCS不参加）更改を迎えた場合は、航空システムの処理が出来ない為、搬入と輸入申告がマニュアル処理となります。

## IX. 海上・航空共用化についての留意事項等（9）

区分	項目	留意事項	対応
輸出	海上蔵置場から航空蔵置場に向けて海上システムで「輸出申告（EDA/EDC）」業務、「搬入確認登録（BOC）」業務を行った場合における貨物情報と申告業務について	<p>以下のケースにおいて、貨物情報と後続の輸出申告業務は以下の事例についてどのようになるのか？</p> <p><b>事例1</b> 9月1日に海上蔵置場が共用化（航空システム対応）を開始した場合（10月8日に第6次NACCSが稼働）</p> <p>① 8月30日に海上蔵置場に海上システムで貨物を搬入（「搬入確認登録（輸出未通関）（BIC）」業務を実施）、9月20日に航空システム対応で「輸出申告（EDA/EDC）」業務を行う場合。</p> <p>② 9月20日に海上蔵置場に航空システム対応で貨物を搬入（「一括搬入確認登録（BIL）」業務を実施）、10月10日に航空システム対応で「輸出申告（EDA/EDC）」業務を行う場合。</p> <p>③ 9月20日に海上蔵置場に航空システム対応で貨物を搬入（「一括搬入確認登録（BIL）」業務を実施）、同日に航空システム対応でEDAを行い、10月10日にEDCを行う場合。</p> <p><b>事例2</b> 海上蔵置場が共用化を行わずに更改を迎えた場合。 9月20日に海上蔵置場に海上システムで貨物を搬入（「搬入確認登録（輸出未通関）（BIC）」業務を実施）、10月10日に海上システムでEDA/EDCを行う場合。</p>	<p><b>事例1</b></p> <p>① 貨物情報は海上システムに登録されているので、航空システムでのEDA/EDCは実施不可。9月1日以降に航空システムでEDA/EDCしたい場合は、9月1日以降にCDB-BILで航空システムの貨物情報の登録を作成する必要があります。</p> <p>② 10月8日にデータ移行されるので、航空システムでEDA/EDCが実施可能です。</p> <p>③ ②と同じです。</p> <p><b>事例2</b> 10月8日更改以降に、海上システムでの事項登録、EDAで航空貨物の旨の登録はできません（※AWB番号入力欄がなくなります。）。申告はマニュアルで行っていただく必要がございます。 ただし、移行時の対応で10月7日までにEDAされた申告情報だけは更改後海上システムでEDCが可能です（訂正を除く。）。</p>



## IX. 海上・航空共用化についての留意事項等（10）

本資料には、一部の情報しか掲載しておりません。海上・航空共用化についての詳細情報につきましては、NACCS掲示板の第6次NACCS情報の専用ページをご覧ください。

<http://www.naccscenter.com/dai6ji/kaikuuindex.html>

当該専用ページには、更新情報の掲載を継続していく予定です。

第6次NACCSへのスムーズな移行のため、引き続きご協力の程、よろしくお願いいたします。